

教改推発 38 号
令和5年(2023年)5月22日

熊本市教育行政審議会長 様

熊本市教育長 遠藤 洋路



本市の教育行政の在り方について(諮問)

本市の教育行政の在り方について、貴審議会のご意見を賜りたく、ここに諮問します。

1 諮問理由

地方教育行政は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や地域住民の意向の反映を趣旨とする教育委員会制度を基盤とし、教育の機会均等の実現や教育水準の維持向上を始め、地域における教育、文化、スポーツの振興に重要な役割を果たしてきたところです。

しかしながら、近年、こどもを取り巻く環境の急激な変化の中で、教職員による不適切な指導、いじめや不登校の問題の深刻化、家庭や地域の構造の変化によるこどもを育む力の低下など、教育の現状には様々な課題があります。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、こども施策に係る基本理念にのっとり、地方公共団体においては、国や他団体と連携を図りつつ、こども等の意見も反映させながら、こどもの状況に応じた施策を策定、実施することが求められています。

これらの課題等へ対応するためには、地方教育行政の抜本的な改革が必要であり、教育振興基本計画の基本理念に「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」を掲げる本市教育行政の今後の在り方について、貴審議会の意見を求めるものです。

2 諮問事項

こどもをめぐり複雑かつ多岐にわたる課題に迅速、的確かつ丁寧な対応を行うための今後の地方教育行政の在り方について

3 答申を希望する時期

令和7年（2025年）3月頃（中間答申：令和6年（2024年）3月頃）